

## 特定秘密保護法案の閣議決定に抗議する会長声明

1 10月25日、政府は、特定秘密保護法案（以下「法案」という）を閣議決定し、衆議院に提出した。

2 当会はこれまで複数回にわたり政府が2008年4月以来検討してきた秘密保全法制に反対する意見を表明してきた。

その理由は、政府が立法化を画策してきた秘密保全法制が、(1)主権者である国民による政府監視と主権行使のために最も重要な、①国の安全（防衛）、②外交、③公共の安全・秩序の維持に関する広範な情報について、政府（行政機関の長）が恣意的に「特別秘密」に指定できるとしていること、(2)「特別秘密」の秘匿のため、その取得・漏えいのみならず過失犯、共謀、独立教唆、煽動という広範な行為について処罰できるとしていること、(3)それによって民主政治の根幹（国民主権）が掘り崩されるとともに、国民の知る権利、表現の自由、取材・報道の自由、プライバシー権などの基本的人権が侵害されることなどであった。

3 法案は、基本的に秘密保全法制を踏襲するものであり、以下のとおり同法制と同様あるいはそれ以上に国民主権・民主主義、基本的人権そして平和主義の理念を侵害するものである。

(1) 法案では、特定秘密の対象が抽象的で曖昧な上に、特定秘密の指定についてチェックする体制や方策を全く講じていないから、行政機関の長（政府）は秘密にしたい情報を恣意的な特定秘密の指定が十分可能である。

加えて、法案は特定秘密指定の有効期間を5年と定めているが（法案4条1項）、その更新回数に制限はない（同条2項）。また、指定の期間が30年を超える場合は内閣の承認を要する（同条3項）としているが、行政機関の長の判断は経験則上内閣の意向にほかならず、内閣の承認は指定延長の歯止めとはなりえない。つまり、指定された特定秘密は永久に国民にとっては秘密なのである。

(2) 他方、法案は主権者である国民が特定秘密について知る権利を行使するための行為に重罰を科し、主権者である国民によるチェックも否定する。

特定秘密取扱業務従事者による特定秘密の故意の漏洩（法案22条1項。内部告発も当然のことながら含まれる）、特定取得行為（法案23条。未遂処罰もあり、不正・不当行為も処罰対象で国民が特定秘密に接近すること自体を処罰しようとするものである）については、最長懲役10年で処罰されることになるが、これは現在の自衛隊法の5年以下の2倍、国家公務員法の1年以下の10倍に相当する重罰である。しかも、これまでの秘密漏えい事案の刑事事件ではそのほとんどが起訴猶予や執行猶予処分で終わっており（秘密保全法制立法化の口実とされた中国漁船の海上保安艇へ衝突映像ネット流出事件も起訴猶予である）、自衛隊法、国家公務員法など現行の秘密保護法制で十分対応可能なのである。

法案の重罰化は、国民が特別秘密に接近することを妨げるための国家による国民に対する威迫と言わざるをえない。

(3) 法案10条1号イは、国会を「その他」の提供先として位置づけ、特定秘密の国会への提供につき、他の行政機関や外国政府等への提供（法案6条～9条）に比し極めて厳格な要件を課している。すなわち、提供する場が秘密会であること、知る者の範囲を制限すること、目的外に利用されないようにすること、政令で定める措置を講じることという条件を設けた上に、行政機関の長（政府）が「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたとき」に、「提供することができる」となっており、行政機関の長の裁量に委ねられている。したがって、国会の判断で特定秘密の内容を検討することができない。しかも、国会議員も上記(2)の処罰の対象であり、国民に提供された特定秘密や秘密会での審議状況を知らせれば処罰を受けることになるのである。

国政にかかわる事項について国民の代表である国会議員が議論し、その内容を広く国民に知らせてゆくというのが国民主権・民主主義の大原則である。特定秘密に関する議論も例外ではない。重罰をもってこれを規制する法案は議会制民主主義を根本から否定するものと言わざるをえない。

4 また、法案1条では、「高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される」ことが立法の動機の一つとされている。

とすれば、情報管理システムの適正化のための基本構造や管理ルールなどが規定されてしかるべきである。ところが、法案にはこれに関する規定が全くなく、法案は、特定秘密取扱業務従事者に関するその親族なども巻き込んだ深刻なプライバシー侵害を伴う適性評価制度の導入（法案12条）や最長10年の重罰（法案22条～24条）をもって情報漏えいに対処しようとしている。これは法案1条の目的に全く反するものであり、高度情報通信ネットワーク社会における情報漏えい防止策として全くの時代錯誤の方策である。

この事実は、適性評価制度や知る権利を行使する国民に対して重罰を科してまでも特定秘密の秘匿を貫き、日本国憲法のもとで曲がりなりにも培われてきた我が国の国民主権・民主主義、基本的人権、平和主義の理念を根本から覆そうとする法案の本質を端的に示している。

5 以上のとおりであるから、当会は本法案に強く反対する。

なお、日弁連が10月23日に発表した意見書で述べているとおり、今必要なのは、公文書管理法、情報公開法などを改正することであり、これが実行できれば特定秘密保護法を制定する必要はない。この方向での議論を深化させ、情報を適切に管理しつつ、情報の公開度を高め、国会が行政機関を実効的に監視できる法制度を実現すべきである。

2013年10月28日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

## 商品先物取引についての不招請勧誘禁止撤廃に反対し、改正金融商品取引法施行令に同取引に関する市場デリバティブを加えることを求める会長声明

本年6月19日、衆議院経済産業委員会において、証券・金融・商品を一括的に取り扱う総合取引所での円滑な運営のため、内閣府副大臣は、委員の質問に答えて「商品先物取引についても、金融と同様に、不招請勧誘の禁止を解除する方向で推進していきたい」旨の答弁を行った。

不招請勧誘とは商品取引契約締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結の勧誘をすることを指すが（商品先物取引法214条9号）、この答弁は、総合取引所において商品先物取引業者に監督権限を持つことになる金融庁が、総合取引所において取り扱われる商品先物取引については、現在おかれている不招請勧誘禁止の撤廃を検討していることを示している。しかしながら、もし、不招請勧誘禁止が撤廃されれば、総合取引所において消費者に先物取引被害を多数発生させる可能性が高まるとの重大な懸念があり、当会は、見過ごすことができない。

商品先物取引は過去において数多の悲惨な被害を生んだ歴史があるが、その始まりは、1960（昭和35）年頃から外務員を外交に歩かせて注文を取らせる不招請勧誘による営業が横行しだしたことにある。それ以前は、顧客が訪れるのを待って営業していたため、先物取引の消費者被害は生じていなかった。それが、不招請勧誘により、自宅や職場への電話勧誘、訪問販売によって、商品先物が何であるかを知らない消費者を、密室での巧みなセールストークで取引に引き込み、取引開始後も頻繁売買に誘導して手数料を稼ぐ手法が業界の主流となって、次第に被害件数を増やし、ピーク時の2000（平成12）年から2004（平成16）年頃までは、国民生活センターの苦情相談でも毎年4000件を超える数が寄せられるなど多大な被害が集積されていった。こうした実情から見ると、先物取引被害多発の原因に、不招請勧誘の横行があることは明らかである。現在、商品先物取引業者のほとんどは、当時から不招請勧誘を中心に営業を続けていた業者である。

2011年1月1日施行の現行商品先物取引法は、商品先物については国内公設取引所取引であっても不招請勧誘を禁止する

とした。その後、商品先物取引を巡る消費者の苦情相談は激減しており、まさに不招請勧誘禁止こそが商品先物取引被害撲滅の切り札であったことが明白に示されている。

その後、2012年8月には、経済産業省産業構造審議会商品先物取引分科会において、「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である」として、当面不招請勧誘禁止維持を確認する報告書がまとめられている。

にもかかわらず、今回、上記報告書のまとめた実態の検証も何もなされないうまま、不招請勧誘禁止の撤廃をいうのは、極めて不当である。不招請勧誘禁止から僅か2年余で規制を撤廃すれば、商品先物取引業者に、以前と同じく、消費者被害を多数生み出す機会を与えることになりかねない。

すでに、総合取引所構想実現のため、金融商品取引法の定める金融商品に商品先物取引を加えた改正法が成立しており、その施行が2014年3月と迫っている中、金融庁は、現在、施行令等の改正作業に取組中である。この法改正に伴う施行令の改正において、商品先物取引については店頭デリバティブと同じく市場デリバティブも不招請勧誘禁止の適用がある取引に加えなければ（金商法施行令16条の4第1項）、総合取引所に上場する商品先物取引には、自動的に不招請勧誘禁止規定が適用されなくなる。

よって当会は、消費者保護の観点から、総合取引所において取り扱う商品先物取引について不招請勧誘禁止を撤廃することに強く反対するとともに、改正金融商品取引法施行令には商品先物取引に関する市場デリバティブを加えるよう強く求める。

2013年10月28日  
東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

## 当会会員の刑事事件判決についての会長談話

本日、成年後見人として管理していた被後見人の財産を着服したとして起訴された当会松原厚会員が、業務上横領の罪で懲役5年の実刑判決を受けました。

判決で認定された事実は成年後見人業務中の預り金横領というもので、弁護士に対する市民の信頼を著しく損ねるものであり、由々しき事態であると厳粛に受け止めております。

当会は、弁護士の業務上の預り金の取扱いを厳格化する会規の改正を行い、市民窓口に寄せられる弁護士苦情情報を集

約・分析し、弁護士不祥事の早期発見とその根絶のために対策を一層強化し実施しているところです。

本判決を受けて、今後とも、弁護士に対する市民の信頼確保のために全力で取り組む所存です。

2013年10月30日  
東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

## 国家安全保障会議設置法等の改正に反対する声明

今、まさに国会で国家安全保障会議（いわゆる日本版NSC）設置法等の改正案が成立されようとしている。

改正案は、国家安全保障会議のなかに外交・防衛・安全保障に関する基本方針と重要事項を審議する4大臣会合を新たに設置して司令塔とするとともに、内閣官房に50名規模の国家安全保障局を設置して各省庁の情報を集中させ、平時から有事までの重要な外交・軍事の政策を官邸主導で決定しようとするものである。国家安全保障局に設けられる班には十数名の制服自衛官も加わって影響力を行使することが予定されており、既存の安全保障会議をアメリカのNSCを模していわば「軍事司令塔」とすることが目指されている。

そして、改正案が審議されている国家安全保障特別委員会では、この改正案を通した後、直ちに特定秘密保護法案の審議に入ることを予定している。国の重要なあらゆる情報を秘密として隠蔽し、国民の知る権利を奪う特定秘密保護法案の危険性については、すでに当会の「特定秘密保護法案の閣議決定に抗議する会長声明」で指摘したところであるが、両法案は、まさに一体的成立が目指されているものである。

この一連の動きは、集団的自衛権等の行使を通じてアメリカとの共同軍事行動をめざす動きと密接に関連する。アメリカと

の共同軍事行動は、アメリカとの軍事秘密情報の共有とその保護を当然に要請するからである。しかし、集団的自衛権等行使を前提とする外交・安全保障政策を立案、遂行することが憲法上許されないことは、当会の「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認と国家安全保障基本法案の国会提出に反対する声明」で述べたとおりである。

改正後の国家安全保障会議の目的は、特定秘密保護法案の成立を前提とし、国家安全保障を国の最優先事項と位置づけ国民に国家安全保障施策に協力すべき責務を課して国民を総動員することを企図する国家安全保障基本法案の成立を図り、もって集団的自衛権等の行使を容認することに他ならない。国の施策の全ての面で国家安全保障を最優先し、憲法の制約を超えて集団的自衛権を行使し、外交・安全保障政策を遂行することは、憲法の基本原理である徹底した恒久平和主義に反し、国民の権利、自由を脅かすものである。

よって、当会は、国家安全保障会議設置法等の改正に反対する。

2013年11月7日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎